

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 20 日

国土交通省大臣官房危機管理室 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

エチオピア連邦民主共和国におけるマールブルグ病に係る注意喚起について

令和 7 年 11 月 14 日、エチオピア連邦民主共和国においてマールブルグ病の発生が確認されました。同日時点で、同国南エチオピア州ジンカ町にて 9 例のマールブルグ病の症例が報告されています。

アフリカでのマールブルグ病の発生は散発的で、これまでに赤道ギニア共和国、タンザニア連合共和国、ガーナ共和国、ギニア共和国、ウガンダ共和国、アンゴラ共和国、コンゴ民主共和国、ケニア共和国、南アフリカ共和国及びルワンダ共和国で発生が確認されていますが、エチオピア連邦民主共和国では今回初めて確認されました。

エチオピア連邦民主共和国に滞在している間や、同国から入国後、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

厚生労働省は本件について、引き続き情報収集を実施し、必要に応じて情報提供を行うとともに、各検疫所を通じて空港等においても、エチオピア連邦民主共和国でマールブルグ病が発生している旨を記載したポスター（別添 1、2）を掲示すること等によって、

- ・ エチオピア連邦民主共和国への渡航者に対し、マールブルグ病の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、情報提供すること
- ・ エチオピア連邦民主共和国に渡航又は滞在したことがある者に対し、入国の際に体調に異常がある場合は、検疫官への自己申告を促すこと

について、海外渡航者への注意喚起を行っていただくよう依頼しているところです。

つきましては、旅行業関係団体及び空港会社等を通じて海外渡航者に対して広く注意喚起いただきますよう御協力の程よろしく申し上げます。